

その他の金属製品製造業におけるその他の金属加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16~17	手スリの加工作業中、丸パイプの接続部をエグリの機械を使いめぐっていて、丸パイプが短く、刃の方からしか手が入らず、回転する刃の方に手を持っていった所、手袋ごと指を巻き込まれ、切断してしまった。	51	1~9
1	14~15	作業場で金属部品の面取り加工の作業をしており、作業終了後、面取り加工で使用する小型モーター（横196mm、縦150mm、高さ137mm、重さ32kg）を工場長が片付けようとした際に、工場長の手から小型モーターが滑り落ち、左足親指と人差し指に落ちた。	52	1~9
1	9~10	当事業所内でバルブを加工中、切り粉が右手袋に掛かり、バルブのフランジ部分に右手を挟まれ、バルブの回転をすぐに止めたが、負傷した。	25	1~9
1	16~17	製造現場でマシニングセンターの工具交換作業をしている時、工具交換のプログラム運転中だったが、運転を開始し、待っている時間（数秒）に他の作業をしていた。運転中だったが運転終了したと思い込み、工具に手を伸ばしてしまい、その時に機械のアームが移動して、工具とアームの間に指を挟んでしまった。	41	1~9
2	2~3	当社の工場内で機械を使用し鉄パイプの切断を行っていた。鉄クズが発生したため取り除こうと掴み引っ張った際、右手人差し指の付け根を切創した。	41	30~49
2	3~4	当社内において、金属加工の作業中、機械を操作している時材料のロスに右手小指の付け根外側を機械に挟み負傷した。（ロス：金属加工後、残った材料）	54	10~29
		自社工場内に於いて、鉄筋自動曲装置で鉄筋（直径10mm、長さ300mm）の加工作業		

2	14~15	中、鉄筋を支えた手の位置が悪く、機械に近づけ過ぎていて、手はずすタイミングも遅かったため、親指が鉄筋と下から回転してきた機械のローラーに挟まり受傷したものである。	21	1~ 9
2	17~18	弊社北工場では材料切断時に左手指3本を切断してしまった。本人は手を滑らせてしまったと言っている。	49	50 ~ 99
2	16~17	鉄筋曲げ機を使って、鉄筋を曲げる際、垂直部分を握ったまま機械を稼働させたため、機械側面と鉄筋の間に右手薬指を挟んだ。	52	—
2	8~9	鉄筋加工場において、機械を使用して鉄筋棒のU字曲げ加工の作業をしている時に、加工し終えた鉄筋を機械の近くに仮置きして次の鉄筋棒を加工したところ、アームが動きだした際に仮置きしてあった鉄筋を巻き込んでしまい、鉄筋を支えていた右手が挟まり負傷した。	44	1~ 9
2	21~22	作業中、スライドがON状態でありスピードコントロールOFF状態になっていたため停止ボタンを押さずにON状態にしてしまったため、スライドが動いて右手人差し指を挟んだ。	51	50 ~ 99
2	16~17	鉄筋を加工する工場では手動の鉄筋曲げ機で鉄筋を曲げる時に、いつもは手は安全な所を確認しながら鉄筋を持って曲げているのだが、この日、手の位置を誤って鉄筋が曲がる近くにあり、鉄筋と一緒に、左手の親指が鉄筋と機械の間に挟まって怪我をした。	34	1~ 9
3	14~15	当社鉄筋加工場内で、鉄筋曲げ機を使用し鉄筋の曲げ作業（太さD19、曲げ角度180度）をしているときに、180度に曲がってきた鉄筋材と寸法出しの治具との間に右手中指を挟んだ。	38	10 ~ 29
3	15~16	作業所にあるラウンド加工機の操作をしていたところ、切断した鋼帯を移動させるローラー部分に左手がはさまれた（軍手はしていた）。	64	30 ~ 49
3	16~17	鉄筋加工場において鉄筋を曲げる作業中、手にはめていた手袋が巻き込まれ、指も一緒に巻き込まれた。	30	1~ 9

3	13~14	本社北側の金属加工作業場において、自動太物曲げ機でD19Φの片アンカを曲げる作業中、鉄筋（長さ約3m、直径19mm）を機械に設置し、また自分の右手を鉄扉から離さないうちに左手で機械の鉄筋を曲げるスイッチを押してしまったため、右手環指先端部を挟み、右環指先端裂傷を負った。	22	1~9
3	10~11	工場内で銅パイプ切断作業中、ポジショナーに銅パイプを回転させパイプカッターで切断中に、左手（手袋装着）が回転する銅パイプに巻き込まれ、左手第4指・第2関節挫滅及び開放骨折した。	33	10~29
3	11~12	工場内で材料を加工する際、材料押さえのバイスと材料の間に手を置いた状態で押さえたため、挟まれ負傷した。機械を使い始めたばかりで作業手順に不馴れであった。	26	10~29
4	10~11	本社工場にてねじ穴を一度に4カ所加工するタップ作業中、潤滑油の調整がうまくできず、材料がずれるのが気になり、材料の端を指で押さえて足元にあるスイッチを押して作業を進めようとしたところ、材料のずれを気にするあまり、手元の注意がおろそかになってしまい、材料の右端の下穴の部分を右手人差し指で押さえたまま足元のスイッチを押してしまい、タップの針が右手人差し指に刺さってしまい負傷した。	52	10~29
4	16~17	当社内において、ステンレス棒鋼の伸線作業中、製品のキズの有無を目視しなければならぬところ、指示をしていないにもかかわらず製品に触れてチェックし、製品と機械の間に挟まれた。	46	1~9
4	11~12	第3工場において、金型交換時ダイキャストマシンに同じ長さの棒を4本押入する作業中、1本だけ長さの違う棒を押入したため、長い方が押しつぶされその棒を外そうと右手を機械と棒の間に押し当てた所、マシンが移動して棒とマシンの間に挟まれ、右手を負傷してしまった。	23	50~99
4	14~15	会社工場内にて油圧パンチャーを使用して鋼材に穴を開ける作業を行っていた。左手で鋼材の穴を開ける位置を変え、右手でパンチャーを操作していたところ視線を外した際、誤ってパンチャーのスイッチを入れ、左手人差し指をパンチャーで挟んだ。	63	1~9
	15~			1~

4	16	工場でプレス加工中に金型に人差し指を挟んだ。	64	9
4	10～ 11	現場作業中、機械に乗ってストローク調整を済ませ機械から降りる時、足を滑らせて落下し、ハンドルのレバーに胸を強打して右手側の脇腹を骨折した。その際、折れた骨で肺も損傷した。	73	1～ 9
4	11～ 12	工場内においてD16、7500切43本R5100を2本ずつ加工している際、鉄筋の先端に気をとられ材料を持っていた左手親指がローラーに挟まり、慌てて手を引きぬいた為、左手親指の爪と指の先端から1cmぐらいの所で切れた。	25	30 ～ 49
5	14～ 15	会社工場内において、アルミ製品をメタルソー切断機で切断中、製品を手で押さえられている時、手袋のほつれた部分がメタルソーに巻き込まれた。	61	1～ 9
5	8～9	工場内で鉄筋自動曲げ機を使って鉄筋（900mm×10mm）を曲げる作業をしている時に、右手が曲げ加工の部分に触れているのに、曲げ加工のスイッチを押した為、右手が巻き込まれて右手人差し指を負傷した。	38	1～ 9
5	10～ 11	アルミサッシ工場で、傾斜盤を使い型材を加工中、作業方法を誤り左指を回転中の刃で切ってしまった。	44	50 ～ 99
5	13～ 14	ローリングマシンの芯金を交換するため、次に使用する芯金を一旦仮置き、そのあと両手で両端を持って上に持ち上げた際、芯金に付着していた油で手が滑り、芯金が落下し、左足つま先付近に接触して負傷した（安全靴着用）。	32	50 ～ 99
6	15～ 16	会社工場内において、アイアンワーカー（アングル加工機）で切断作業を終えて加工物のアングル（L50×50×6）を右側に干渉しないところまで動かしたつもりでターンテーブルを回した時、次のアタッチ部にアングルがぶつかり、そこに手を置いていた本人の右手親指が機械のガイドとターンテーブルにぶつかったアングルに挟まれて親指を負傷した。	30	10 ～ 29
6	11～ 12	工場内のパイプベンダー左側面から、銅パイプをパイプベンダーで曲げる作業をしている時に、パイプと機械（パイプを押さえるガイド部分）との間に指を挟んでしまい、左手人差し指を負傷した。当時、共同で作業をしていた同僚が、タッチパネルの操作を行っていたところ、機械が作動してしまい、ガイド部に手を掛けてい	31	1～ 9

		た被災者の指が挟まれた。タッチパネルはデータ入力用で、パイプベンダーの操作は、押しボタンで別に設けられている。		
6	11~ 12	当社工場内にて、2人でベンダー機のクランプを調整中、被災者が機械に右手を置いている状態で、他の1人が調整が終わったと思い、次の作業をする為に戻しボタンを押してしまったため、機械とクランプに右手を挟まれ負傷した。	74	10 ~ 29
6	11~ 12	パイプに穴を空ける作業中、貫通直前にパイプがドリルと一緒に回って、右膝に当たり負傷した。	40	1~ 9
7	11~12	被災者は丹入（たんにゅう）という金属部品の解体作業中、サンダーを用いてネジを外そうとした時に、誤って手を滑らせ傷病部位に当たり、負傷に至る。	70	10 ~ 29
7	14~15	工場内で作業中、成型ローラー機で作業をしていて誤って作業用手袋ごと引っ張られ、両手の人差し指、中指、薬指の先5~10mm程度の皮膚裂傷。	61	10 ~ 29
7	10~11	当社工場でスクリーケーシングのグラインダーがけをしている時、横40cmの両端に2cmの突起物があり、その突起物にグラインダーの歯が当たり、はじいた時、グラインダーの歯が右膝に当たって切ってしまった。	24	1~ 9
7	15~16	工場より工務店の加工に来た時に鉄筋曲げ機のストッパーの部分に左手の中指とくすり指を挟んで指を傷病した。（出張で加工場から鋼材内で鉄筋加工中に傷病した。）	48	1~ 9
7	11~ 12	工場内にて、開先機で工材の加工及びバリを取る作業中、工材が積んであるためローラーが回らないと思い、上部のバリを取ろうと上に乗ったところ、ローラーが回ってしまい、ローラーとローラーの間に右足ひざ下を挟まれ負傷した。	23	10 ~ 29
7	15~ 16	鋸盤加工場で、端材処理作業をしていたところ、フラットバー（16mm×60mm、L150mm）を固定するため、油圧クランプの可動範囲内に、材料をセットする右手人差し指が入った状態で、油圧クランプのスイッチを左手でスイッチONにし、右手人差し指を油圧クランプで挟んで負傷した。	35	50 ~ 99
		プレス作業場において、エキスパンドメタルという弊社で加工した材料を、シャー		

7	19～ 20	リングマシンでカットする作業をしていた。相当古い機械であるため、安全対策が十分とりきれていなかった。カットする際、位置を合わせていたところ、刃物の付近まで手が入っている状態で足踏みのペダルを踏んでしまった。その際に、左手中指、薬指の第一関節付近を切断し、急搬送された病院で2本の指の接合手術が行われた。	39	10 ～ 29
7	14～ 15	工場内のセッチングを行う場所で、セッチング（バネを密着状態まで押す）作業中、バネを押し込んだときに異音が生じたため、コンプレッサー固定土台とバネを押す可動板の間に金属でも噛み込んだと思い、取り除こうとして指を差し込んだ。このとき、コンプレッサーのフットブレーキから足が離れ、可動板が戻ってきたため、固定土台との隙間に指を挟んだ。	24	10 ～ 29
7	11～ 12	本社2階工場内の帯鋸切断機前で、切断済の鋼材をドラム缶に入れる際、先にドラム缶に入っていた材料に当たり、飛び跳ねたため、切断機の台の端と鋼材の間に左手中指の第一関節付近を挟まれて、粉碎骨折となった。そのときに神経も切断されたと思われる。	23	50 ～ 99
7	14～ 15	鉄筋切断機内で、スクラップ切断処理をしているときに、左手で鉄筋を支えていたため、切断時に支えていた鉄筋が跳ね返り、左環指を挟んで負傷した。	17	1～ 9
7	15～ 16	パイプ切断中、パイプ内側に入れた潰れ防止のつい立を直そうとし、切断中のパイプの中に手を入れ、右手第2指および第3指を切断した。パイプ潰れ防止用の角材を直接手で取り扱ったため事故が生じた。取扱用治具を使用すれば事故は防げたと思われる。	69	10 ～ 29
9	14～ 15	工場ペンチ職場に於いての作業中、チャックを閉めようとした際、スイッチを切らずチャックハンドルを入れ、それに左手を置いたままペンチを動かすペダルに足を乗せてしまいチャックハンドルが回転し、その勢いでチャックハンドルの先が、左手親指と人差し指の間に入り、穴があき切れてしまいました。	53	50 ～ 99
9	14～ 15	工場内で昼過ぎ、トラック荷台に高速カッター（90kg）を載せようと2人で持ち上げたところ、腰のあたりがグキッと音がしそのまま痛くて立てなくなり、少し休んでいるとましになったので我慢したままその日は就業した。工場内には2tクレーンが1台あるがその日は、線の接触で動かなくなり自力で積み込みしてこのように	31	1～ 9

		なった。		
9	17～ 18	会社内工場で、ステンレスの板をカットしている時に板下に入れた指を抜けきらず、右手中指先切断した。	25	10 ～ 29
9	9～ 10	工場内において、摩擦圧接機を操作中ボタン操作の順序を誤り右手を油圧バイスクリップに挟まれた。	39	10 ～ 29
10	11～ 12	フープ工場で閉鎖型フープの溶接作業をしている時に、左側の鉄筋をクランプする際、鉄筋を掴んでいた右手が滑り、クランプされる部分に、右手の小指を挟んでしまった。	31	10 ～ 29
10	20～ 21	パイプ曲げ加工中、左手の指（親指、人差し指）をパイプと機械の間に挟み、つぶれるような感じになってしまった。	46	10 ～ 29
10	15～ 16	取引先岸壁解体作業場において、スクラップ（H鋼長さ7m・重さ1.5から2t）のガス切断作業中の被災である。スクラップをガス切断機で切断した際、切断物が左足甲に落下してきて、左足中足骨を骨折した。	45	10 ～ 29
10	9～ 10	量産開始直後、幅寸法を下げる時、幅のナットの下側に指が掛かっている状態で次の製品が来ているのに、手を離さず、左小指をナットとサドル本体に挟んだ。	18	100 ～ 299
10	8～9	派遣先にて、切断機で鉄の棒、約12mのものを切断作業中に無意識に手を切断機においてしまい、そのまま足元の切断ペダルを踏んでしまったため、親指を挟んだ。	52	1～ 9
10	15～ 16	平鋼をバンドソーで切断するため、ローラ台に材料を載せようとした時、材資料が滑ってしまい、慌てて手を払いのけたが左手小指だけに当たってしまった。翌日仕事をしたが、小指が痛かった。骨折している事が判明した。	39	1～ 9
10	10～	被災者は、当日工場の磨き棒鋼引抜機で、操作盤を操作しながら、自動運転によって材料の引抜・加工に従事していた。被災者は通常の操作中では立ち入る事が無い搬送ラインの場所へ立ち入った。その際、材料の切断後、一旦電源が切れるも	45	1～

	11	の7秒ほど惰性で回転している切断機ブレードに誤って触れてしまい、上着の右袖部分が、ブレードに引っ掛かり、右腕を巻き込まれた。その結果、右手首を負傷した。		9
10	11～ 12	弊社工場内にて、BTA機（染文加工場）の油受けの圧力を調整していた。調整後、本来であれば圧力スイッチをオフにしてバイスを開かなければいけないところを、オフにしたと思い込み、油受けの圧力がある状態でバイスを開いたため、材料と刃物の間に指が挟まれてしまった。その際、作業者はよそ見をしており、手を避けるのが遅れた。	39	30～ 49
10	9～ 10	工場内の作業場内で、鉄筋径10mmの材料を長さ12cmに寸法切りする作業をしていた。切断する材料が短くなったため、重量バランスをとるためにアングルを材料の上にのせてセットし、切断機のスイッチを右手で押したところ、セットしていたアングルが動いたのが視界に入ったため、瞬間的にアングルの動きを止めようとアングルに手を添えてしまった。降りてきた切断機本体の上下に動く固定治具とアングルに右手中指を挟まれ負傷（裂創・骨折）した。	52	10～ 29
11	14～ 15	工場壁際の一角で鉄板の丸め加工作業をしている際に、スイッチを入れたまま右手をローラーに近づけて巻き込まれてしまった。手袋を着けたまま作業をしてしまった。	44	10～ 29
11	14～ 15	工場内切断機にて、切断した材料（鉄製：縦10cm、横8cm、高さ5cm）を左手で取り出す折に、手元が狭く持ちづらかったため、材料を固定するクランプを広げるため右手で開のスイッチを押すべきところ、誤って閉のスイッチを押したため、左手小指をクランプと材料の間で挟み負傷した。	45	1～ 9
11	11～ 12	当社工場内、スピニング加工場の切断機において、メタルケースの底切断作業時、メタルケースを切断機専用の金型に入れて、切断作業を行おうとしたところ、メタルケースが安定性を欠いたため左手で支えたが、その際に小指がケースと心押しの間にあることに気付かずに、スタートボタンを押したため左手小指を挟み、骨折及び裂傷した。	48	10～ 29
11	9～	工場内でベンダー機の操作中（クランプ中）に滑り止めのペーパーが外れそうにな	53	50～

	10	り直そうとした際、クランプの中に手を入れ挟まれた。		99
11	17~ 18	工場内で鉄筋の切断をしている時に、左手でレバーを引き切断を行おうとしたところ、右手で押さえていた鉄筋がずれていたのに気づき、それを修正しようと咄嗟に左手を出してしまい負傷した。	27	1~ 9
12	16~17	鉄を切る機械で鉄を切っていた時に、横に駐車していたフォークリフトの席の隣に布のようなものが置いてあった。鉄を切る機械から、その布に火花が飛び、火がつき、席も燃えた。その時、本人は違う機械で作業をしていたので後ろを向いており、においを感じてすぐ消しに行ったが、その際にプラスチックのシートが手に飛んで火傷を負った。	46	10 ~ 29
12	11~12	当社工場内の鋼板折曲機（ベンダー機）で鋼板の折曲加工中、通常より小さい物を曲げるにあたり、指でベンダーの刃先近くの奥で板を押さえていたが、その板がズレたところに機械の刃先を下ろしてくるタイミングが重なり、右手人差し指を挟んでしまった。	41	1~ 9
12	16~17	リコイラー作業に従事中、巻き取り作業が終了し、コイルカーで搬出作業中に、ドラムサポートが上がったままコイルカーを自分で操作し、ドラムサポートに製品がぶつかり、コイル内周が奥へ抜けそうになった。被災者が咄嗟に右手で奥側のコイルを押したとき、奥側に設置された転倒防止バーとコイルに環指および小指を挟まれ受傷した。	24	50 ~ 99
12	14~15	ブレーキ工場（曲げ加工）で、普段から使用している機械の年末の掃除および油さしをするため、高さ約2mの機械の上に上り、両手に荷物（スプレー缶・ウエス）を持った瞬間にバランスを崩し、足を踏み外して転落し、肋骨を折った。	58	1~ 9
12	13~14	本社工場内において、L字鋼（長さ1m、高さ10cm、幅10cm）を切断する作業をしていた際、バンドソーに固定していた部材が設置した位置よりずれたため、手で修正しようとしたときにバンドソーの刃と指が接触し、受傷した。	31	30 ~ 49
12	16~17	鉄筋加工場において、鉄筋材料を適切な長さにするため鉄筋切断機で切断していた。鉄筋切断完了後、切断機の刃が上に戻るのを確認せずに誤って、入れてはいけない場所に手を入れてしまい、左手の親指を挟んで骨折および裂傷を負った。	25	1~ 9

12	9~10	<p>事業所作業場内において、鉄筋の自動切断機（チェーン部分）にグリスを塗って補充していたところ、いつもはスイッチを切った状態で作業を行うのだが、この日限りスイッチを入れたまま作業を行ったため、機械の回転棒が身に着けていたヤッケ（防寒具）に巻き込まれ、右鞞丸・右太もも・左右の骨盤を負傷した。</p>	52 1~ 9
----	------	--	---------------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html